

第 11 章 管理・運営

【目標】

学校法人加計学園は、岡山理科大学、倉敷芸術科学大学、千葉科学大学の 3 つの大学を設置している。18 歳人口が減少していく中で、学生確保の問題が本学園・本学の最優先課題であり、これに対する方策を早急に講じなくてはならない。この目的達成のためには、3 大学間の連携協力のみならず、理事会の指導が不可欠であるため、理事会の指導のもと関連学園を含んだ加計グループ内での連携強化も重要な目標である。

岡山理科大学の管理・運営に関しては、2004 年の機構改革によって大学協議会の権限が強化され、「大学の方針」に係わる意志決定を迅速化する目標を掲げている。また定例教授会における審議事項と委員会などの報告事項に、迅速にかつ必要な時間を確保することも求められている。学長選挙では公示日から選挙日までの選考期間の短縮等が挙げられる。

11.1 教授会

11.1.1 教授会の役割

【現状の説明】

本大学の教授会は、岡山理科大学学則（第 1 編基本）、岡山理科大学教授会規程（第 2 編教学）、学部教授会運営細則（第 2 編教学）に基づいて運営される。理学部、工学部、総合情報学部の各学部に教授会を設置し、各教授会は、当該学部および研究所に所属する教授、助教授、講師の専任教員で組織される。審議する内容は、教育・研究、学生の入学・卒業・修学、学則・諸規程の制定・改廃、施設・設備・予算に関する事項である。これらの審議事項は、あらかじめ学部運営・入学・入試などの本大学の運営に関する各種委員会で審議され、学部および学科間の事前調整を行った後に教授会で審議される。その他、学科改組・転換などの学部運営に関する事項は当該学部教授会で独自に審議される。また、議案について可否を必要とするときは、出席者の 2 分の 1 以上の賛成意見をもって決めることができる。教員の採用・昇任選考については、岡山理科大学教員採用昇任選考基準（第 2 編教学）に基づいて、教員・研究業績および学会・社会活動に関する調査表により当該学部専任教授会で審議される。この専任教授会は構成員の 3 分の 2 以上の出席によって成立し、教員の昇任審査については、審議の後に無記名投票による可・否判定が行われ、出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって「可」とする。また、教員の採用審査については、第 2 学部運営委員会、大学協議会の全学的委員会で承認を得た後、当該学部専任教授会で審議し、得られた審議結果を本学の最終的な結論としている。

【点検・評価】

審議すべき事項をあらかじめ示した後に、毎月 1 回（原則として第 3 木曜日）の定例教授会と案件に応じて臨時教授会を開催している。これに対応したカリキュラムの時間割編成を行い、全専任教員が教授会に出席できる体制をとっている。教員の人事に関する案件は、教授会の審議結果をもって本学の結論としている。すなわち、教授会が（該当学部の）人事案件に関する本学の最終的議決機関である。人事以外の本学全般に係る案件については、学部間の意見が異なるとき、本学の運営に関する委員会で意見の調整をはかり、その結果を踏まえて教授会で再度、審議している。

本学が学生にとって魅力ある大学としてありえるためには、各学部で魅力を最大限に引き出すことが不可欠である。これに対しては、学部内の各学科間の壁を可能な限り取り外し、教育体制について学科間の連携協力関係をより密にする必要がある。さらに、各学部

に配分された教育・研究予算については、それぞれの学部の特徴を生かす方向での学部独自の予算使途法を検討し、これを実行に移すことが必要である。本学においては、3学部間で教育・研究内容はもとより、各教授会を構成する教員の気質もかなり異なっている。これにより、3学部間で意見の一致が見られないこともあるが、各教授会の長所・短所が相まって最終的には良い方向の結論が得られており、これが本学の活力の源になっていると考えられる。

【改善・改革の方策】

定例教授会においては、本学全般に係る審議事項と委員会などの報告事項で持ち時間の大部分を費やしている。これによって、学部の運営等に係る学部独自の案件を審議するための十分な時間を確保できないのが現状である。もちろん、臨時教授会を開催すれば解決できることではあるが、これにはカリキュラム編成上の問題がともなう。従って、報告事項は出来るだけ電子メール等によって簡略化し、審議のために必要な時間を確保できるよう改善することが急務である。

11.1.2 学部教授会と学部長の関係・学部教授会と大学協議会の関係

【現状の説明】

学部長は、教授会の議長としての職務を担い、学部運営・入試・入学等の全学的な各種委員会から提出された案件を教授会で審議している。教授会の審議事項については、各学科の学科会議で審議された後に、学部長が議長を務める学科長会議で学科間の意見調整が行われている。昇任人事案件については、各学科の専任教授会で審議された後に、学科長会議に諮り、学科間の均衡がとられている。基本的には、学部教授会は、学部長と学科長との連携協力関係において運営されており、意見が一致しなかった議題については、採決による2分の1以上の意見をもって教授会の審議結論とすることができる。

大学協議会は、本学の教学に関する意思を決定する機関であり、学長が議長の職務を行っている。具体的には、大学協議会は、各学部間で一致しなかった議題について最終調整を行い、さらに本学の方針に関する重要事項を議決する。従って、大学協議会は審議案件について出席者の3分の2以上の同意で議決することになっている。各学部長および各学科代表1名（専任教授）は大学協議会の構成員であるので、各学部教授会の意見を大学協議会に反映させることができる。

【点検・評価】

学部長は、定例学科長会議と臨時学科長会議を開催し、これら会議において学部教授会で審議される内容を周知徹底させ、意見交換を行っている。第3木曜日に開催される各学部教授会の審議結果を踏まえて、大学協議会は第4木曜日に定期的に開催されている。

人事に関する事項は学部教授会での結論をもって学内の最終決定とし、その他の教学に関する事項は教授会の審議を経た後に大学協議会で意見調整を行い、本学の最終決定としている。このように、本学では決定機関としての教授会と大学協議会の役割分担を明確にし、両機関の連携のもとに大学運営を行っている。

【改善・改革の方策】

過去2回の機構改革によって、現在の組織に改変された。今のところ改善・改革すべき問題は見当たらない。

11.2 学長・学部長の権限と選任手続

11.2.1 学長・学部長の選任手続

【現状の説明】

本学の学長は、岡山理科大学学長選考規程（第 2 編教学）に定める手続によって選考されている。各部署から選出された計 16 名の構成員からなる学長選挙管理委員会の所轄のもとに、学長候補者の推選（専任教授からなる 10 名の推選人が必要である）と最終学長候補者選考のための投票による選挙が実施される。大学協議会は得票数の順に従って上位 2 名を最終候補者として理事会に推薦し、理事会はこの推薦に基づいて学長を決定し、任命する。

本学の学部長は、岡山理科大学学部長選考規程（第 2 編教学）に定める規定によって選考されている。学部長候補者が、教授会の構成員および当該学部の助手の投票による選挙によって選考される。この投票は、投票数の 2 分の 1 以上の候補者が得られるまで繰り返され、得票数の順に従って上位 2 名を最終学部長候補者として学長を経て理事会に推薦し、理事会はこの推薦に基づいて学部長を決定し、任命する。

【点検・評価】

学長、学部長はともに規定に定める適切かつ妥当な手続に従って、公明に選考されている。また、学部長選挙においても、推選および立候補によって候補者を立てた後に、投票によって最終学部長候補者を選考する手法がとられている。

特筆すべきこととしては、学長選挙では、選挙管理委員会の監督下において学長候補者の立ち合い演説会を開催し、候補者に政見を述べる機会を与えていることである。学長の選考期間は、公示日と候補者推薦最終日との間の 30 日間、ついで選挙との間の 30 日間の合計 60 日間に渡る。この選考期間では、大学全体が選挙一色で塗りつぶされる様相を呈し、期間短縮が望まれる。従って、次回学長選挙までに、選考期間について再検討する。

【改善・改革の方策】

次期学長選挙では、公示日から選挙日までの選考期間を少なくとも 40 日間程度に短縮する必要がある。

11.2.2 学長・学部長の権限

【現状の説明】

本学の学長、学部長の権限は、岡山理科大学学長、副学長、学部長ならびに研究科長の職務規程（第 3 編組織、管理）に定められている。学長は本学を代表し、教学全般を司り、所属職員を統括する。具体的には、学長は、大学協議会の議長として本学の教育・研究、予算、人事、将来計画などに関する事項について、教授会および各種委員会の審議結果を踏まえて、最終決定する。なお、大学改革などの大学運営に関する事項については、総長（理事長）と意見調整を行い決定する。また、議題調整機関である学部長等会議や入学委員会の委員長として本学全体の意見を集約する。

学部長は、学部の責任者であり、教授会の議長として、学部の教育・研究、予算、人事等について教授会で審議し結論を得なければならない。その他、学科間の連絡調整や学部運営に関する職務を行う。

【点検・評価】

本大学においては、1997 年と 2004 年の過去 2 回の機構改革によって、学長と学部長の権限ならびに職務内容がより明確になり、これによって、大学協議会と教授会の両機関が綿

密に連携を取りながら迅速な意思決定が行われている。

学長、副学長、学部長の間で意見調整を直接行う機関が存在しないのも本学機構の特色であるが、これによって、大学協議会の審議において議論が紛糾することがある。

【改善・改革の方策】

2004年に機構改革を行い問題点は改善され、現在、新しい機構で大学が運営されており、特に取り上げる改善・改革は無い。

11.3 大学の意思決定プロセス

【現状の説明】

学部長等会議において、各部署から提出された教学に関する議案を整理・整頓し、議案内容に基づいて審議先である委員会を決定する。各種委員会に割り振られた議案は、当該委員会で審議された後、得られた結論は教授会で審議事項あるいは報告事項として取り上げられる。教授会で異議・異論が唱えられたときには、委員会で再審議し、得られた結論を教授会で継続審議する。

上述の過程を経た後に、なお学部間で意見の一致が得られない議題については、大学協議会が最終調整を行い、本学の意思を決定する。また、「大学の方針」に係る事項は、直接、大学協議会で審議、決定される。

【点検・評価】

2004年の機構改革において、教育・研究、将来計画、予算、人事の「大学の方針」に関する事項を議論する4つの委員会を全て廃止し、これらの事項を全て協議会で審議、決定する大学改革を行った。この組織改変により、「大学の方針」に係る重要事項についてのより迅速な意思決定が行われるようになった。

上述の2004年の機構改革は、大学協議会の権限強化と意思決定の迅速化を推し進めることを意図とし、当初の目的をそれなりに達成している。ただ、大学協議会の議論の場において、議題によっては「大学の方針」に関する骨子部分の議論のみでは終らず、運営に関しても言及せざるをえない状況に遭遇することもあり、どこまでの審議を「方針」に係る部分とするかという、「方針」と「運営」の区分がむずかしい問題も生じている。

【改善・改革の方策】

2004年の機構改革の内容を、大学の全構成員に周知徹底させることが不可欠であるが、これには時間を要すると思われる。この新しい機構を少なくとも2～3年は継続し、もし問題点があるならば、新たに大学の改善・改革を模索していくことになる。

11.4 「大学協議会」などの全学的審議機関

【現状の説明】

本学の全学的審議機関は、審議内容によって、「方針に関する委員会」、「運営に関する委員会」、および「専門的委員会」の3種に区分されている。「方針に関する委員会」は協議会のみであり、本学の教育・研究、将来計画、予算、人事の「方針」に係る事項を審議する。「運営に関する委員会」は第1・第2学部運営委員会、広報・就職委員会などの実務的委員会、および入学・入試委員会などがある。第1学部運営委員会は教育・研究の運営に係る事項を、第2学部運営委員会は将来計画、予算、人事の運営に係る事項をそれぞれ審議する。「専門的委員会」は水質管理、人権教育、学外連携推進、FDなどの委員会

がある。ここでは特に「大学協議会」について述べる。

大学協議会は岡山理科大学協議会規程（第3編組織、管理）に基づいて運営され、毎月1回定期的（第4木曜日）に開催される。構成員は、総長、学長、副学長、学部長、研究科長、各学科1名（専任教授）、各部署の長、教学担当理事、大学事務局長、本部事務局長である。大学協議会は、本学の教学に関する意思決定機関であり、議決権を有する。運営に関する各種委員会から提出された議案は教授会で審議され、学部間で意見が異なるときは大学協議会が調整を行い、本学の最終決定とする。「大学の方針」に係る事項は、教授会、委員会での審議を経ること無しに直接、協議会で審議、決定される。また、大学運営にかかわる重要事項も協議会で審議、決定される。

【点検・評価】

大学協議会の構成員は、2004年の機構改革により各学部代表2名から各学科代表1名に改変された。この各学科代表1名は、学科の利益を優先するのではなく、全学的視野に立って物事が判断できる人物という条件において選考されている。大学協議会に学科代表を加えることによって、間接的ではあるがより多くの教員の意見が反映され、さらに大学協議会での審議内容・結果を学科会議を通じて学科教員に詳細に伝達することが可能になった。本学は教育・研究あるいは大学運営に関して多くの改善・改革が行われており、これにより大学協議会での議題件数も多数に上る。従って、多くの時間を掛けて重要事項を審議することがままならない状況にある。

【改善・改革の方策】

2004年の機構改革によって、「方針」に関する4つの委員会を廃止し、これら委員会の権限を大学協議会に移した。これによって、大学協議会の権限が強化される反面、協議会が独断専行する可能性も生じてくる。これに対しては、学科代表が学科会議において大学協議会報告を十分に行うことを義務づけている。

11.5 教学組織と学校法人理事会との関係

【現状の説明】

人事（新採用、学長の選任、各部署長の任命）、学部・学科の改組、収容定員の変更、学則変更、諸規程の改定、事業計画・収支予算、1,000万円以上の施設・設備、特待生、職員員の懲戒等の大学に係る重要事項については、事前に学部教授会、大学協議会で審議された後に理事会で審議、最終決定される。

【点検・評価】

理事会においては、大学の教授会、協議会の審議結果を踏まえ、特にそれに付随する予算的措置をとった上で最終決定を行っている。学長は、理事会の理事として選任されており、大学の教学に係る重要審議案件について理事会で意見を述べるができる。また、総長および教学担当理事は大学協議会の構成員であるので、特に予算に係る案件については理事会の立場からの意見を述べるができる。さらに、理事会の諮問機関である評議会では、副学長、学部長、研究科長がそれぞれ選任されているので、ここでも意見・具申の機会が与えられている。

【改善・改革の方策】

学校法人加計学園は、岡山理科大学、倉敷芸術科学大学、千葉科学大学の3つの大学を設置している。18歳人口が減少してゆく中で、学生をいかに確保するかという問題を解決

することが私立大学の最優先課題であり、これに対する方策を早急に講じなくてはならない。この方向からは、可能なところで、3大学間で施設、設備を相互乗り入れし、さらに授業課目については、e-Learning等を活用しての大大連携遠隔授業の拡大促進を目指す。この目的達成のためには、3大学間の連携協力のみならず、理事会の指導が不可欠である。さらに、拡大して、高梁学園（吉備国際大学・順正短期大学・九州保健福祉大学）を含んだ加計グループ内での連携強化も重要課題であり、これも早急に理事会の指導のもとに実現させなくてはならない。

11.6 大学院の管理運営

【現状の説明】

本学大学院のそれぞれの研究科に理学研究科委員会、工学研究科委員会、総合情報研究科委員会が設置されている。各研究科委員会は、大学院担当の専任教員によって構成され、大学院に関する次の事項を審議する。

- 大学院学則に関する事項
- 教員の担当など人事に関する事項
- 入学・退学・賞罰など学生の身分および厚生補導に関する事項
- 学位ならびに論文に関する事項
- 試験・単位認定に関する事項

教授会の構成員のほとんどの教員は、対応する研究科委員会の構成員であるので、それぞれの審議事項は適切に分掌され、審議されている。

大学院研究科長は、「大学院研究科長選考規程」の定める手続きによって大学院担当の専任教員により選考される。

【点検・評価】 【改善・改革の方策】

大学院研究科委員会は、教学上の管理運営組織として適切に活動しているので問題は無い。また、学部教授会との間の相互関係も、研究科委員会の構成員と教授会の構成員がほとんど同じであるので、研究科委員会と教授会の意思疎通が図れている。各研究科長は、規程にもとづいて選考されており、選考手続きは適切であると考えられる。